

第 1 回教育研究評議会議事要録

日 時 平成 16 年 4 月 1 日 (木) 9 時 58 分開会 ~ 10 時 07 分閉会

場 所 本部 5 階大会議室

欠席者 なし

議事に先立ち、議長から、本評議会は国立大学法人法附則第 20 条の規定に基づき、学長及び学長が指名する理事で開催することとされているものである旨が述べられた。

議 題 1 . 国立大学法人島根大学教育研究評議会規則 (案) について

議長から、国立大学法人法第 21 条の規定により、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、国立大学法人に置くこととされている教育研究評議会の運営等に関し必要な事項を定める教育研究評議会規則 (案) について諮るものであり、本規則 (案) は法人化前の島根大学における法人化準備委員会及び評議会において審議・承認されている旨が述べられた。

続いて、総務課長から規則 (案) について説明があった後、審議の結果、原案のとおり異議なく承認された。

議 題 2 . 初代役職者の選考について

議長から、国立大学法人島根大学の初代の役職者の選考については、法人前の法人化準備委員会において、発令に関する手続きが確認されており、この発令手続きに基づいて選考いただくものであり、各学部等から選出された初代役職者について審議願いたい旨が述べられ、審議の結果、原案のとおり異議なく承認された。

議 題 3 . 国立大学法人島根大学教育研究評議会評議員の選考について

議長から、先ほど議題 1 で承認いただいた教育研究評議会規則第 2 条第 7 号、第 8 号に規定する委員の選考について諮るものであり、当該委員については法人化前の法人化準備委員会において、教育研究評議会規則が原案のとおり承認されることを前提に、選考手続き等について確認がなされており、その手続きに基づいて本評議会において選考する旨が述べられた。

続いて、議長から確認されている発令手続きについての説明があり、各学部等から選出された委員について審議願いたい旨が述べられ、審議の結果、原案のとおり異議なく承認された。